

住宅の【耐震診断・耐震化】支援事業のご案内

令和6年度 概要版



- 宝塚市及び兵庫県では、市民のみなさまが住宅の耐震診断及び耐震化を行いやすくするため、相談窓口ならびに支援事業を用意しています。
- このリーフレットでは、耐震診断から耐震化までの支援事業の概要をご紹介します。
- 事業の申込については、先着順で予定数に達し次第、受付を終了します。受付状況等ご不明な点がございましたら、建築指導課までお問い合わせ下さい。

支援の対象は昭和56年(1981年)5月以前に着工された住宅です。

- 昭和56年6月に建築基準法が改正され、耐震に関する基準が強化されました。この強化前の基準で建てられており、過去の大地震では多くの被害が見られた「昭和56年5月以前に着工された住宅」を、本事業の支援対象としています。

ステップ1 住宅の安全性を確認しましょう

「簡易耐震診断」

- 市が耐震診断技術者を派遣します。耐震診断技術者が現地調査を行い、簡易な耐震診断をすることにより、ご自宅の耐震性を知ることができます。

【費用】木造戸建住宅の場合は、3,150円。その他の場合は要問合せ。

【要件】・昭和56年(1981年)5月以前に着工された住宅。・その他要件あり。

【申込】耐震診断申込書に診断費用を添えて(申込者、所有者の署名もしくは記名押印が必要)。
受付時間 9:00~12:00 13:00~16:00

安い費用

既に耐震化工事をお考えの方は、ステップ2もしくはステップ3からのお申し込みも可能です。

ステップ2 耐震改修工事の計画を立てましょう

「耐震改修計画策定費補助」

- 耐震改修を行うための耐震診断、改修設計の業務費用に対して補助金を受けることができます。

【補助金額】診断・設計業務費の2/3以内、上限20万円

【要件】・昭和56年(1981年)5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、耐震性が低いもの。
・その他要件あり。

【申請】診断・設計業務契約の前に、交付申請手続きを行います。

補助金

ステップ3 耐震改修工事をしましょう

「耐震改修工事費補助」

- 耐震改修工事を行う場合、その費用に対して補助金を受けることができます。

【補助金額】耐震改修工事費の4/5以内、上限100万円

【要件】・昭和56年(1981年)5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、耐震性が低いもの。
・工業者は、兵庫県住宅改修業者登録制度等に登録していること。
・その他要件あり。

【申請】工事請負契約の前に、補助金の交付申請手続きを行います。

補助金

【お問合せ・相談・受付窓口】

宝塚市 建築指導課

TEL 0797-77-2082 (直通)

他の補助メニューは裏面をご覧ください

建物全体の耐震化ではなく、部分的な耐震化をお考えの方は、以下のメニューをご活用ください。

『屋根軽量化工事費補助』

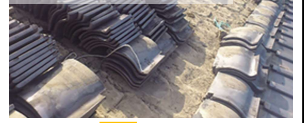
●屋根全体を非常に重い屋根(土葺瓦屋根)から重い屋根(棧瓦葺等)又は軽い屋根(スレート板等)に軽量化する工事を行う場合、その費用に対して補助金を受けることができます。

【補助金額】 定額50万円

【要件】 ・昭和56年(1981年)5月に着工された木造住宅で、耐震診断の結果、「やや危険」と診断されたもの。
・工事業者は、兵庫県住宅改修業者登録制度等に登録している業者であること。
・その他要件あり

【申請】 工事請負契約の前に、補助金の交付申請手続きを行います。

非常に重い屋根
(土葺き瓦屋根)



▼軽い屋根
(スレート屋根)



▲重い屋根
(から葺き瓦屋根)

耐震診断の結果、**評点が0.7以上1.0未満**(=「やや危険」)の住宅が対象
→簡易耐震診断の結果をご活用頂くのがお薦めです

『簡易耐震改修工事費補助』

●耐震性能を改善するための改修設計と、それに伴う改修工事を行う場合、その費用に対して補助金を受けることができます。

【補助金額】 診断・設計業務費、耐震改修工事費の合計の4/5以内、上限50万円

【要件】 ・昭和56年(1981年)5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、「危険」と診断されたもの。
・その他要件あり

【申請】 診断・設計業務契約の前に、補助金の交付申請手続きを行います。



建物の耐震性を示す**評点が0.7未満**(=「危険」)の住宅を**0.7以上に**する耐震改修工事が対象

『シェルター型工事費補助』

●所定の耐震シェルター設置工事を行う場合、その費用に対して補助金を受けることができます。

【補助金額】 定額50万円(工事費が50万円以上)
定額10万円(工事費が10万円以上50万円未満)

【要件】 ・昭和56年(1981年)5月以前に着工された戸建住宅で、耐震診断の結果、耐震性が低いもの。
・その他要件あり。

【申請】 工事請負契約の前に、補助金交付申請手続きを行います。

▼施工例



『防災ベッド等設置費補助』

●所定の防災ベッドを設置する場合、その費用に対して補助金を受けることができます。

【補助金額】 定額10万円

【要件】 ・昭和56年(1981年)5月以前に着工された戸建住宅で、耐震診断の結果、耐震性が低いもの。
・その他要件あり。

【申請】 工事請負契約の前に、補助金の交付申請手続きを行います。

※「住宅耐震改修工事費補助」「屋根軽量化工事費補助」「簡易耐震改修工事費補助」「シェルター型工事費補助」に対して**個人が申請する場合**、代理受領制度を活用できます。詳しくは、建築指導課までお問い合わせください。

※代理受領制度...補助金を工事業者が代理で請求及び受領することにより、申請者の当初の費用負担を軽減する制度

【参考】耐震化工事関連の**兵庫県**で実施されている**事業**をご紹介します。

『安全・安心リフォームアドバイザー派遣事業』

●戸建住宅で簡易耐震診断等の評価を受けている場合、無料で耐震改修・リフォームに関する専門家がご自宅に伺い、技術的なアドバイスを受けることができます。

『住宅改修業者登録制度』

●兵庫県では、住宅改修業者情報の登録をしています。登録業者情報をインターネットでも確認することができます。

【問合せ先】 ひょうご住まいサポートセンター
TEL 078-360-2536